

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	届出施設に係る計画変更命令等
概要	大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項又は第23条第1項の規定による設置・変更の届出があった場合において、その届出に係る事項（ばい煙、揮発性有機化合物又は特定粉じんに係る事項に限る。）の内容が届出施設に係る規制基準に適合しないと認めるとき、届出施設に係る計画変更又は計画の廃止を命令することができる。
根拠法令等 及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第25条、第111条第4項第4号
処分基準	大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項又は第23条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る事項（ばい煙、揮発性有機化合物又は特定粉じんに係る事項に限る。）の内容が届出施設に係る規制基準に適合しないと認めるとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html
備考	